

毎週火、金曜日発行(但休日に当る)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可  
は翌日)

# 鳥取県公報

- 目次
- ◇条例 鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
  - ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正

## 条 例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県条例第二十九号

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県農業改良普及所の位置、名称及び管轄区域を定

める条例(昭和三十三年十月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

この条例中「米子農業改良普及所」を「米子市」に

及び境港市全域」を

「米子農業改良普及所」を「米子市」に  
「境港市農業改良普及所」を「境港市」に  
「境港市全域」を「境港市全域」に

改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 規 則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第二項中

「米子農業改良普及所 米子市 米子市及び境港市 全域」を

「米子農業改良普及所 米子市 米子市全域 境港市 境港市全域」に改め、

同条第三項及び第四項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火 金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
定価 一月額 二〇円(配達料共)